

重度がん保険金前払特約〔総合保険用〕特約条項

この特約の内容	被保険者が悪性新生物（がん）の治療を受けたが効果がなかった場合などに、死亡保険金の全部または一部を特約保険金として支払います。
対応する別表	別表4

第1条 用語の定義

この重度がん保険金前払特約〔総合保険用〕特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
請求日	5年ごと配当付組立総合保障保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます。）に定める請求書類が当会社に到達した日をいいます。
死亡保険金額	次の特約の死亡保険金額（家計保障年金特約〔総合保険用〕の場合は換算保険金額とします。）の合計額のことをいいます。 1. 定期保険特約〔総合保険用〕 2. 終身保険特約〔総合保険用〕 3. 家計保障年金特約〔総合保険用〕 4. 生活サポート定期保険特約〔総合保険用〕
換算保険金額	被保険者が死亡した場合に第1回の家計保障年金の支払事由発生日において、支払うべき第1回の家計保障年金年額と未払年金の現価を合算した金額とします。

第2条 特約の付加および保障の開始

- この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出によって5年ごと配当付組立総合保障保険契約（以下、本条において「保険契約」といいます。）に付加します。この場合、定期保険特約〔総合保険用〕等^①およびリビング・ニーズ特約〔総合保険用〕の付加を要します。
- 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、次の時に開始します。

号	特約付加の時期	保障が開始する時（責任開始時）
1	保険契約の締結時	「保障の開始」に関する普通保険約款の規定に定める時
2	保険契約の締結後	当社がこの特約の付加を承諾した時

第2条 備考

- 第1条（用語の定義）の「死亡保険金額」に定める定期保険特約〔総合保険用〕等のことをいいます。以下同じ。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第3条 特約保険金の支払い

① 当社は、次表に定めるところによって特約保険金を支払います。

種類	支払事由 (特約保険金を支払う場合)	保険金額	受取人
特約保険金	被保険者が悪性新生物(別表4)と診断確定 ^① され、次のいずれかに該当すると判断されるとき ^② 1. その悪性新生物に対する治療 ^③ をすべて受けたが、効果 ^④ がなかった 2. 被保険者の身体的状態では、その悪性新生物に対するいかなる治療 ^③ も受けられず、今後も受けられる見込みがない 3. その悪性新生物に対して、効果 ^④ が期待できる治療 ^③ がない(悪性新生物の増殖速度が遅い等の理由により、治療が行なわれない場合は該当しません。)	特約保険金の請求日 ^⑤ における死亡保険金額のうち、当社の定める取扱いの範囲内で、被保険者が指定した金額(以下「指定保険金額」といいます。)	被保険者 ^⑥

- ② 第①項に定める指定保険金額は、当社の定める方法により、定期保険特約[総合保険用]等の死亡保険金額の割合に応じて、各特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、特約保険金の請求日が定期保険特約[総合保険用]等の保険期間の満了^⑦前3年以内である場合は、その特約の死亡保険金額については、指定保険金額として指定することはできません。
- ④ 特約保険金の支払いにあたっては、第①項から第③項までの規定によるほか、次に定めるところによります。
1. 特約保険金の支払いに際しては、指定保険金額から、当社の定める方法により、特約保険金の請求日から3年間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引くものとします。

第3条 備考

① 「診断確定」とは、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

② この判断は、医師の診断に基づき、特約保険金の請求時における被保険者の状態などについてなされるものとします。

③ 「治療」とは、「公的医療保険制度」において保険給付の対象となる、次の(1)または(2)の治療をいいます。ただし、対症療法を除きます。

(1) 科学的根拠等に基づいて作成され、一般に開示されている日本における標準的な治療指針がある悪性新生物の場合、その標準的な治療指針に基づく治療

(2) (1)以外の悪性新生物の場合、医師が医学的に有効と認めた治療

なお、「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度のことをいいます。

- ア. 健康保険法
- イ. 国民健康保険法
- ウ. 国家公務員共済組合法
- エ. 地方公務員等共済組合法
- オ. 私立学校教職員共済法
- カ. 船員保険法
- キ. 高齢者の医療の確保に関する法律

④ 腫瘍縮小効果をいいます。ただし、腫瘍縮小効果以外の評価方法で治療効果の判定ができる場合には、他の評価方法による効果も含みます。

⑤ 家計保障年金特約[総合保険用]が付加された保険契約の場合には、特約保険金の請求日から3年後の応当日とします。

⑥ 特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

⑦ は次のページにあります。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

2. 特約保険金が支払われた場合、次表のとおり取り扱います。

	特約保険金の支払い内容	取扱い
ア	死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合	定期保険特約〔総合保険用〕等は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
イ	死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合	定期保険特約〔総合保険用〕等は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって「保険金額等の減額」に関する普通保険約款の規定に基づいて減額されたものとし、次のとおり取り扱います。 a. 返戻金は支払いません。 b. 家計保障年金特約〔総合保険用〕の家計保障年金年額は、特約保険金の請求日の3年後の応当日における換算保険金額と指定保険金額のうち家計保障年金特約〔総合保険用〕について指定された金額の割合と同比率で減額されたものとします。また、特約保険金が支払われた後に、第1回の家計保障年金または高度障害年金の支払事由が発生した場合で、減額後の家計保障年金年額が当会社の定める金額に満たないときは、第1回の家計保障年金または高度障害年金の支払時に未払年金の全部について一括払いの請求があったものとします。

第3条 備考

⑦ 更新特約〔総合保険用〕特約条項の規定により定期保険特約〔総合保険用〕等が更新される場合は除きます。

- 「告知義務違反による解除」に関する普通保険約款の規定によって当社が定期保険特約〔総合保険用〕等を解除する場合は、特約保険金の支払事由が発生した後においても、当社は特約保険金を支払いません。また、すでに特約保険金を支払っていたときにはその返還を求めます。ただし、保険契約者または被保険者が、特約保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、特約保険金を支払います。
- 当社は、特約保険金を支払う前に、定期保険特約〔総合保険用〕等の保険金等について、定期保険特約〔総合保険用〕等の保険金等またはリビング・ニーズ特約〔総合保険用〕の特約保険金として請求を受け、これが支払われるときは、この特約の特約保険金を支払いません。
- 普通保険約款および特約条項に規定する貸付金があるときは、支払うべき金額から、その元利合計額を差し引きます。

第4条 特約保険料の払込み

この特約は特約保険料の払込みを要しません。

第5条 社員配当金の特別支払い

当社は、第3条（特約保険金の支払い）に定める特約保険金が支払われる場合、指定保険金額分に対しては、「社員配当金の支払い」に関する普通保険約款および特約条項の規定にかかわらず、特約保険金の請求日の直前の事業年度末に計算した社員配当金を、特約保険金とともに特約保険金の受取人に現金で支払います。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第6条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. 第3条（特約保険金の支払い）に規定する特約保険金を支払ったとき
2. 定期保険特約〔総合保険用〕等^①がすべて消滅したときまたはリビング・ニーズ特約〔総合保険用〕が消滅したとき

第6条 備考

- ① 高度障害年金を支払うこととした家計保障年金特約〔総合保険用〕は除きます。

第7条 特約の返戻金

この特約には返戻金はありません。

第8条 告知

当社は、「告知義務」に関する普通保険約款の規定にかかわらず、この特約の付加または復活の際、保険契約者および被保険者に対して、この特約の保険事故発生の可能性に関する告知を求めません。

第9条 法令等の改正に伴う特約条項の変更

公的医療保険制度の改正が行なわれた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。支払事由を変更する場合、当社はその旨を改正に関する法令の公布の日から6カ月以内にあらかじめ保険契約者に通知します。

第10条 普通保険約款の規定の適用

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

第11条 特別条件特約〔総合保険用〕が付加された保険契約の場合の特則

特別条件特約〔総合保険用〕特約条項の保険金の削減支払い条件が適用されている保険契約の場合で、保険金削減期間中に特約保険金の請求があったときには、当社は、第3条（特約保険金の支払い）第④項第1号により支払われる金額に、特約保険金の請求日における特別条件特約〔総合保険用〕特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。

（平成26年6月2日実施）
（平成30年6月2日改正）

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

別表4を使用する特約は、以下のとおりです。

対応する特約		
がん保障特約	がん保険料払込免除特約	重度がん保険金前払特約

※各特約名称の【総合保険用】などを省略しています。

別表4 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」（平成18年1月1日現在）に記載された分類項目中、表1の基本分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
性状不詳または不明の新生物 ^①	D37－D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害 ^②	D50－D89

備考

- ① たとえば、真正赤血球増加症＜多血症＞（D45）、骨髓異形成症候群（D46）、慢性骨髓増殖性疾患（D47.1）、本態性（出血性）血小板血症（D47.3）です。
- ② たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症（D76.0）です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
/3…悪性、原発部位
/6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
/9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（注）以下は、対象となる悪性新生物に含みません。

- ・上皮内癌（乳房・膀胱・腎盂・尿管等の非浸潤癌・非侵襲癌、大腸の粘膜内癌等）および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
- ・国際対がん連合（UICC）の「TNM分類」が「T0」のもの